

6 第 52 条《貸倒引当金》関係

【新設】(売掛金、貸付金に準ずる債権)

2-11 法第 52 条第 2 項《貸倒引当金》に規定する「その他これらに準ずる金銭債権」には、基本通達 11-2-16《売掛金、貸付金に準ずる債権》に掲げるもののほか、通算税効果額に係る未収金（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有するものを除く。）が含まれる。

【解説】

- 1 貸倒引当金（法 52、以下「本制度」という。）の対象となる金銭債権に含まれる「その他これらに準ずる金銭債権」（法 52②）については、法人税基本通達 11-2-16《売掛金、貸付金に準ずる債権》あるいは連結納税基本通達 10-2-18《売掛金、貸付金に準ずる債権》においてそれぞれ 5 つを例示している。これらの通達のそれぞれの(5)では、連結納税制度において連結法人間で授受される連結法人税の個別帰属額に係る未収金も本制度の対象となることから、「法第 81 条の 18 第 1 項《連結法人税の個別帰属額の計算》に規定する『法人税の負担額』又は『法人税の減少額』として帰せられる金額に係る未収金（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものを除く。）」と定めている。
- 2 グループ通算制度では、この連結法人間で授受される「法人税の負担額・減少額」として各連結法人に帰せられる金額と同旨の金額として、通算法人間で授受される通算税効果額が規定されているが（法 26④、38③）、この通算税効果額に係る未収金についても同様に、本制度の対象となる金銭債権に該当することを、本通達において明らかにしている。
ここで、今般の連結納税制度の見直しに合わせた本制度の見直しに伴い、本制度の対象となる金銭債権（個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権）に含まれないものについて、連結納税制度においては連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権とされていたのを、完全支配関係がある法人に対して有する金銭債権とする見直しが行われたところ、上記の通算税効果額に係る未収金から除外するものの本通達の書き振りもこれに合わせる形に変更している（本通達の括弧書き）ことに、併せて留意が必要である。
- 3 なお、上記 2 の改正は、グループ通算制度を適用しない法人についても同様の取扱いとされており、本通達に定める取扱いはグループ通算制度を適用しない法人にも同様に適用されることを、グループ通算通達 4-1《単体法人にも共通して適用される取扱い》において明らかにしている。